

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【会社名】	株式会社P A L T A C
【英訳名】	P A L T A C C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 糟谷 誠一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町橋2番46号
【電話番号】	06-4793-1050（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理担当 森谷 晃佳
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区本町橋2番46号
【電話番号】	06-4793-1050（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理担当 森谷 晃佳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2022年6月22日開催の当社第94期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

イ．変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

ロ．変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ハ．株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

ニ．上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、三木田國夫、糟谷誠一、野間正裕、森谷晃佳、嶋田政治、大石歌織、浅田克己、織作峰子、乾新悟、吉武一郎及び高森龍臣を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、原口裕を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	610,462	67	-	(注)1	可決(99.95%)
第2号議案					
三木田 國夫	589,932	20,595	-	(注)2	可決(96.58%)
糟谷 誠一	588,965	21,562	-		可決(96.43%)
野間 正裕	607,547	2,982	-		可決(99.47%)
森谷 晃佳	607,547	2,982	-		可決(99.47%)
嶋田 政治	607,543	2,986	-		可決(99.47%)
大石 歌織	608,464	2,065	-		可決(99.62%)
浅田 克己	608,454	2,075	-		可決(99.62%)
織作 峰子	608,405	2,124	-		可決(99.61%)
乾 新悟	610,405	125	-		可決(99.94%)
吉武 一郎	610,399	131	-		可決(99.94%)
高森 龍臣	610,391	139	-		可決(99.93%)
第3号議案					
原口 裕	610,401	128	-	(注)2	可決(99.94%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成を要します。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成を要します。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以上